

令和6年度 就学援助費制度・特別支援教育就学奨励費 申請のご案内

就学援助費制度について

市立小中学校（国立小中学校、県立中学校）に就学している児童生徒のご家庭へ、就学に必要な経費の一部を援助する制度（就学援助費制度）をご案内します。受給を希望される方は、下記の要領で申請してください。申請書の提出は毎年必要です。なお、諸要件によっては認定されない場合もあります。



詳細は天津市ホームページをご覧ください

1 対象となる世帯、申請に必要な書類

児童扶養手当はひとり親家庭等に支給される手当です

援助対象となる世帯 (①～⑩のいずれかに該当)	申請に必要な書類 (①～⑩共通 保護者名義の預金通帳の写し等口座番号等確認できるもの)
①児童扶養手当を受給している	令和5年11月以降に天津市が発行した児童扶養手当証書の写し ※3月2日から4月10日までの間に申請される場合は提出不要です
②生活保護の停止又は廃止	令和5年4月以降に発行された生活保護の停止決定通知書 または、廃止決定通知書の写し
③市民税が非課税又は減免	児童生徒を除く世帯員全員の市民税非課税証明書 (令和5年度または令和6年度)の原本
④個人事業税が減免	個人事業税減免決定通知書(令和5年度または令和6年度)の写し
⑤固定資産税が減免	固定資産税賦課決定通知書(令和5年度または令和6年度)の写し
⑥国民年金の掛金が免除	令和5年4月以降に発行された 20歳以上の世帯全員の国民年金保険料免除承認通知書の写し
⑦国民健康保険料が減免、又は徴収猶予	令和5年4月以降に発行された児童生徒を除く 世帯全員の国民健康保険料減免・徴収猶予決定通知書の写し
⑧生活福祉資金貸し付け制度による貸付を受けた	令和5年4月以降に発行された生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑨職業安定所登録日雇労働者として登録	雇用保険被保険者手帳の写し
⑩生計同一の収入が一定基準以下である	原則なし

●援助対象となる世帯⑩の申請理由で認定される世帯の収入基準額（目安）

前年の世帯の収入で審査を行います。基準額は生計同一の人数、年齢等により異なるため目安として参考にしてください。

世帯人数	家族構成	総収入額（給与所得控除前の額）
3人	父38歳・母33歳・子供9歳(小学4年生)	約390万円（社会保険料36万円）
4人	父35歳・母30歳・子供6歳・子供2歳	約430万円（社会保険料45万円）
5人	祖父69歳・祖母68歳・父45歳・母41歳・子供12歳	約520万円（社会保険料59万円）

原則、同一住居にお住まいの方は同一世帯員です。配偶者が単身赴任等で別居している場合は、居所が異なっても世帯員に含みます。離婚調停、裁判中の場合は配偶者を同一世帯員とみなさないことがあります。

●援助対象となる世帯⑩に該当し、下記にも該当する方は、別途書類が必要です

要件	必要書類
借家・県営住宅の場合 (審査において家賃額の控除を希望する方のみ)	令和5年(2023年)の家賃額（1月から12月まで）を証明する書類 (契約書、更新書の写し)
住民票が同一であるが、生計が別であるため、別世帯として審査を希望する場合	同一住居でないことが証明できるものとして、同種同月の公共料金(電気・水道・ガス代)の領収書の写し(令和5年1月以降のもので、各世帯それぞれ3ヶ月分)
令和6年1月1日時点で、天津市に住民票がない場合	前市町村で発行された令和6年度所得証明書または課税証明書(総収入額、総所得額、社会保険料の記載のあるもの)※令和6(2024)年6月から取得可能となります。 提出期限：令和6(2024)年6月13日(木) 提出が遅れる場合は、ご連絡ください。

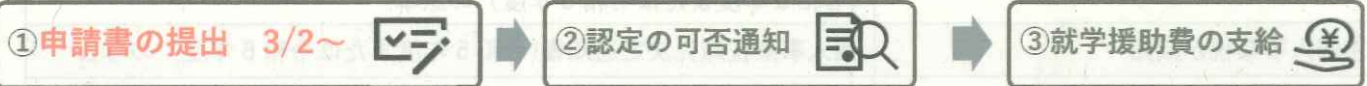
2 援助の内容

・学校給食費、通学費は市立小中学校に就学する児童生徒に限ります。

費目	小学校	中学校	給付の時期（予定）
学校給食費	実費額 認定通知を受けるまで(1学期分)は引落しがあり、10月末に還付予定。		
学用品費等 (年額)	1年生 13,230円 (その他学年 15,500円)	1年生 25,040円 (その他の学年 27,310円)	各学期の月末(月額で支給) (7月末、12月末、3月末)
新入学学用品費 4月認定者のみ	54,060円(1年生)	63,000円(1年生)	7月末。ただし、3月に認定された方は3月末。
校外活動費(宿泊あり)	3,690円以内	6,210円以内	随時(行事終了後)
通学費	交通費(公共交通機関利用者のみ) 片道 小学生4km以上、中学生6km以上が対象		年2回(10月末、3月末)
修学旅行費	22,690円以内	60,910円以内	1学期実施分9月末、以後随時
体育実技用具費		柔道 7,650円以内 剣道 52,900円、スキー 38,030円以内	随時(部活動は対象外)
医療費	実費額 学校保健安全法で指定された学校病(虫歯等)のみ対象		随時(給付申請が別途必要)

3 申請の手続き

・修学旅行費の給付は、修学旅行が実施された月に認定がないと給付できません。



●申請書受付開始日	令和6年3月2日(土)から
●提出方法 申請書は3/1以降受付場所に設置予定です。令和5年度申請者には2月末日頃に送付予定です。	①在籍している小中学校、支所、学校教育課(平日9時~17時受付)へ提出 ②郵便(特定記録郵便のみ)※消印日が申請日となります。 申請の有無を確実にするため、郵便記録を必ず保管してください。

3月2日以降、申請は随時受付をしています。下記のとおり受付翌月からの認定になります。

申請期間	認定時期	通知	
令和6年3月2日(土)から4月10日(水)まで	4月から認定	7月中旬	新入学学用品費の給付は、4月から認定でなければ支給できません。
令和6年4月11日(木)から5月1日(水)まで	5月から認定	7月中旬	
毎月2日から翌月1日まで	翌月から認定	翌月	

特別支援教育就学奨励費について

就学援助費とは別に障害のあるお子さまの保護者に対して、経済的負担を軽減するため、その世帯の所得額等に応じ必要な経費の一部を援助する特別支援教育就学奨励費があり、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当していて、通常学級に在籍している場合は、特別支援教育就学奨励費の受給対象になる場合があります。

通常学級に在籍し、受給を希望される場合は、4月に入りましたら、速やかに教育委員会 学校教育課にご連絡下さい。

(障害の程度については、スマートフォン等で下記のQRコードにて読み込み、ご確認ください。)

※特別支援学級に在籍されている児童生徒に対する特別支援教育就学奨励費の申請については、4月に入りましたら学校を通じてご案内します。

なお、**当初申請受付期間は令和6年4月10日(水)から令和6年4月26日(金)**になります。

※就学援助費とは申請期間が違いますので、ご留意下さい。



(申請にかかる留意事項について)

・「天津市特別支援教育対象児等教育支援委員会」において、学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当すると判断されたお子さまが対象となります。※令和4年度または令和5年度に就学相談をされていない場合は、受給することはできません。就学相談を受けておられない場合は、現在、在籍している学校・幼稚園・保育園等を通じて申し込みをしていただきますようお願いいたします。(その際、就学相談の実施は6月以降となります。)

不明な場合には、下記にご連絡を下さい。